

大田市告示第138号

大田市放課後児童健全育成事業の利用自粛要請に伴う利用料返還補助金交付要綱（令和4年大田市告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月21日

大田市長 楫野弘和

第4条中「利用の自粛を要請した」を「示した」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、利用の自粛が必要であると認めた場合は、補助の対象期間とする。

別表中「要請」を「要請等」に改める。

附 則

この告示は、令和4年7月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。